令和4年度生活困窮者自立支援制度人材養成研修 都道府県研修に係る担当者研修(後期)

# 青森県における人材養成研修

青森県健康福祉部健康福祉政策課 社会福祉法人青森県社会福祉協議会

# 【本日の報告内容】

- ①青森県の概況と生活困窮者支援関係事業の実施状況
- ②青森県社協の生活困窮者支援関係事業の実施状況
- ③令和4年度の生活困窮者自立支援制度従事者養成研修 の実施状況
- ④課題と令和5年度に向けて

#### 1 青森県の概況

○人口:1,22,8297人(R4.11.1現在)

○特徴:三方が海に囲まれており、奥羽山脈が県内 を二分しているため、太平洋側と日本海側

で気候が大きく異なる。

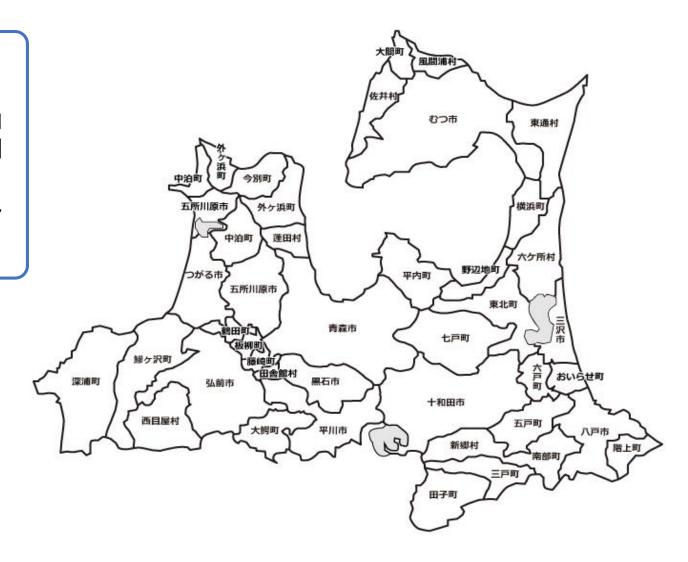
変化に富む気候と地形から一次産業が盛ん

であり、食糧自給率が高い。

○市町村数:40市町村 (10市、22町、8村)

○自立相談支援機関数:16か所 (内訳) 市設置 10か所

県設置 6か所



#### 2 県(町村部所管)の事業実施状況

自立相談支援機関を6地域に設置

(委託先)青森県社会福祉協議会(三戸地域以外の5地域)

NPO法人ワーカーズコープ(三戸地域)

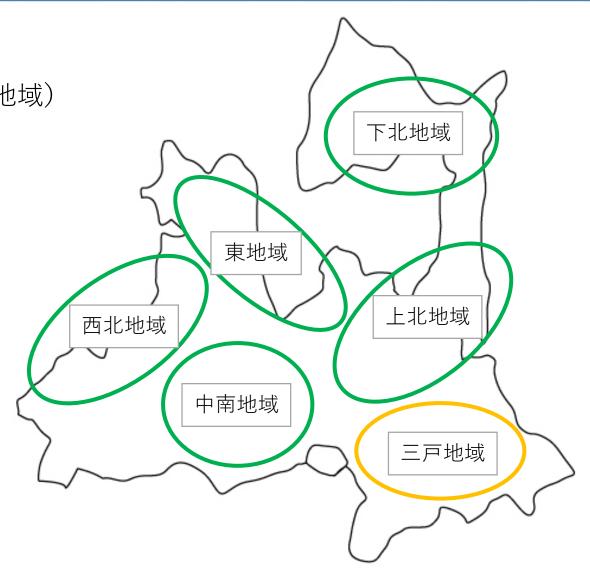
令和3年度

新規相談受付件数 県所管分 837件

(県全体3,818件)

<任意事業の実施状況>

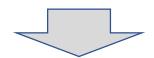
- ①就労準備支援事業
- ②家計改善支援事業
- ③生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業
- ④都道府県による市町村支援事業 (R4年度から都道府県研修を実施)
- ⑤アウトリーチ等の充実による自立相談事業



#### 3 青森県における生活困窮者自立支援制度従事者養成研修の実施状況

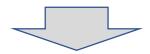
#### 研修事業立ち上げのきっかけ

令和3年度まで都道府県研修を予算化していなかった



担当が令和3年6月に開催された担当者研修(前期) を受講した際、多くの都道府県では研修を実施済みで あることと、都道府県が研修を実施することの重要性 を認識 10市の事業に係る取組にバラツキがある

- ○プラン策定件数が極端に少ない市がある
- ○国の令和3年度重点支援の対象となる



県では、ヒアリングを実施し事業の適正実施を働きかけてきたが状況は変わらず

R元年度に任意事業(就労準備、家計改善)の県との共同実施を働きかけたが、一年で終了(参加した市は1市)

青森県社協では従前から相談支援員向け研修(対象者は県が所管する町村関係職員)を独自に実施



令和4年度から青森県社会福祉協議会への委託により研修開始

## 4 青森県社協の困窮者支援関連実施事業について



支援の対象者

対象地域にお住まいの方で、 生活に困りごとや心配ごとを抱えている方。

相談支援 お話を聞き、課題を整理して、どのような支援ができるか考えます



相談方法

次に掲載する各相談窓口で、あなたが現在住んでいる (所在する)町村を所管する相談窓口にご相談ください。



#### 【事業実施状況】

- ○平成25年度から平成26年度まで
- ・生活困窮者自立相談支援制度モデル事業
- 2 圏域11 町村
- ○平成27年度から令和4年度
- ·生活困窮者自立相談支援事業
- ・4圏域18町村→5圏域23町村
- ○平成29年度から令和2年度まで
- ・多機関の協働による包括的支援体制構築モデル事業
- ・1圏域4町村→2圏域9町村
- ○令和3年度から令和4年度
- ・重層的支援体制整備事業への移行準備事業 のうち多機関協働事業等(多機関協働事業、 アウトリーチ事業、参加支援事業)
- ・2圏域9町村

#### 【担当職員数】

・生活支援課所管 24名(R4.12現在)

- (1) 平成27年度
- ①生活困窮者自立相談支援事業の相談員研修会(12.5 h)
  - ・県内の自立相談支援機関の相談支援員等が対象
  - ・参加費 無料
- ②生活困窮者自立支援制度セミナー(3 h)
- ・県内の県・市町村行政、各自立相談窓口、社会福祉協議会、社会福祉法人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所、医療機関の地域医療連携室等の担当職員、民生委員児童委員、その他本事業に関心のある関係行政機関等の役職員等が対象
- ・参加費 1,000円
- (2) 平成28年度 ※休止

- (3) 平成29年度
- ①生活困窮者自立相談支援事業の相談員等基礎研修会(9 h)
  - ・自立相談支援機関の相談支援員等、福祉事務所、町村役場、市町村 社協(地域福祉及び生活福祉資金の担当職員等)の職員等が対象
  - ・参加費 1,000円(県所管地域は無料)
- ※県主催研修 (講師はすべて国研修終了者が担当。しかし、予算がなくすべて手弁当…)
- ①研修企画チーム
- ②生活困窮者自立支援制度従事者等研修(7h)
- ・自立相談支援機関の相談支援員等が対象
- ・参加費 無料

- (4) 平成30年度
- ①生活困窮者自立相談支援事業の相談員等基礎研修会(9 h)
  - ・自立相談支援機関の相談支援員等、福祉事務所、町村役場、市町村 社協(地域福祉及び生活福祉資金の担当職員等)の職員等が対象
  - ・参加費 3,000円(県所管地域は無料)
- ※県主催研修 (講師はすべて国研修終了者が担当。しかし、予算がなくすべて手弁当…)
- ①生活困窮者自立支援制度従事者等研修(7h)
  - ・自立相談支援機関の相談支援員等が対象
  - ・参加費 無料

- (5) 平成31年度(令和元年度)
  - ①生活困窮者自立相談支援事業の相談員等基礎研修会(9 h)
    - ・自立相談支援機関の相談支援員等、福祉事務所、町村役場、市町村 社協(地域福祉及び生活福祉資金の担当職員等)の職員等が対象
    - ・参加費 3,000円(県所管地域は無料)
- (6) 令和2年度 ※休止

#### 【課題】

- ①自立相談支援機関ごとの考え方、支援の進め方の違い
  - ・対象者像をどのように捉えるか、伴走支援の考え方
- ②任意事業の取り組み状況の違い
  - ・家計改善支援事業、就労準備支援事業の実施、未実施

#### 県社協が「任意」で研修事業を継続することが「質的」に難しくなった

- (7) 令和3年度
  - ①生活困窮者自立相談支援事業の相談員等基礎研修会(8 h)
    - ・県所管分の自立相談窓口の相談支援員、就労準備支援員等、圏域の福祉事務所職員、圏域の町村役場及び町村社協の職員等が対象
    - ・参加費 無料

#### 6 令和4年度生活困窮者自立支援制度従事者養成研修の実施状況

- (1) 令和4年度研修の実施状況
- ①生活困窮者自立支援制度従事者養成研修アンケートの実施
- ②研修企画企画チームの設置・運営(委員7名/年3回)
- ・大学准教授1名、国研修修了者4名(自立3名、家計1名)、行政職員2名
- ・オンライン
- ③生活困窮者自立支援制度従事者養成研修【基礎編】(8 h)
- ・参加、オンライン併用
- ④生活困窮者自立支援制度従事者養成研修【理念・基本姿勢編】 (3 h)
- ・参加、オンライン併用
- ⑤生活困窮者自立支援制度従事者養成研修【事例検討編】(4.5 h)
- ・参加、オンライン併用

## 6 令和4年度生活困窮者自立支援制度従事者養成研修の実施状況

- (2)研修アンケートからの課題
  - ①行政担当者、自立相談支援機関等の担当職員のうち、経験年数3年以内が57.9%
  - ②自立相談支援機関等の相談支援員等にしぼっても、経験年数3年以内が 50.0%
  - ③研修ニーズとして「新任向け」研修が68.4%と非常に高いこと
  - ④研修内容として「相談支援員の役割と個別支援の基本」や「つながりにくい相談者への支援(アウトリーチ)手法」、「複合課題を抱える世帯全体への支援手法」が高かったこと

制度開始から8年。階層別研修やテーマ別、地域づくりのなどの研修を考えていたが…



制度の理念と個別支援、世帯支援などの「基本的な部分」の理解が重要

## 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修【基礎編】





オンライン併用で講義形式が中心となりますが、支援調整会議の持ち方、進め方に関する事例報告(2市)や演習を交えた初回面談からインテークアセスメントシート、プラン作成までの一連の流れのプログラムが好評でした。

#### 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修【理念・基本姿勢編】





オンラインではありますが講師に上智大学の鏑木奈津子先生をお迎えし、 講義・演習を行いました。オンライン併用ですがグループワークは好評 でした。

#### 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修【事例検討編】





オンライン併用形式で講師に北海道医療大学の宮本雅央先生をお迎えし、講義・演習を行いました。講義では相談援助の基本、演習では多重債務が家計管理、病気や障害などの複合課題に関する事例2ケースを取り上げました。ワールドカフェ形式での演習が好評で、相談支援員同士が交流を求めていると感じました。

#### 7課題として思うこと

- (1) 研修に参加してこない自治体
  - ・研修プログラムはニーズに合っているのか
- (2) 多機関連携のためには関係機関の機能・役割を知ることが大切
  - ・基礎研修の充実の必要性
- (3) 自治体や福祉事務所、社協の職員に理解してもらうことが大切
  - ・多機関連携を進めるにはまず市町村で活動する皆さんの理解が重要
- (4) 相談支援員の皆さんはもっと「しゃべりたい」のでは
  - ・研修内容をシンプルにし、相談支援員の交流の充実を図る
- (5) 生活困窮者自立支援制度は理念が大切
  - ・困窮制度は「考える仕組み」なので、理念の浸透がとっても重要

## 8 令和5年度に向けて

- (1) 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修アンケートの実施(毎年)
- (2)研修企画企画チームの設置・運営(年3回)
- (3) 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修【基礎編】
  - ・制度の基本理念から多機関の役割までを2年間のサイクルで実施
- (4) 生活困窮者自立支援制度従事者養成研修【事例検討編】
  - ・テーマ別研修として実施
- (5) 相談支援員交流キャラバン(仮称)
  - ・鼎談形式のフリートークで語り合う相談支援員サロン(案)

事務方の負担にならずに楽しく交流できる研修体系を作りたい